

○いわき市請負工事検査実施要綱

昭和51年6月1日制定

改正

平成23年10月1日

平成25年2月28日

平成30年2月16日

令和3年8月10日

令和6年12月1日

いわき市請負工事検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号。以下「規則」という。）第160条第6項の規定に基づき、請負工事（以下「工事」という。）の検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類及び内容)

第2条 検査の種類、及び内容は、次の各号のとおりとする。

(1) しゅん工検査

いわき市工事請負契約約款（平成9年4月1日制定。以下「契約約款」という。）第32条第2項の規定により、工事の完成を確認するために行う検査をいう。

(2) 一部しゅん工検査

契約約款第39条第1項の規定により、工事の部分引渡しに係る工事の確認をするために行う検査をいう。

(3) 既済部分検査

契約約款第38条第3項の規定により、工事請負代金の部分払いに係る工事の出来高等の確認をするために行う検査をいう。

(4) 特別検査

契約約款第50条第1項の規定により、工事請負代金の支払いが生じた場合に、工事の出来高等の確認をするために行う検査をいう。

2 前項各号の検査を行う前に、工事の品質を確保するため、特に必要と認めるときは、工事の施工段階において、設計図書との整合を確認する検査（以下「中間検査」という。）を行うことができるものとする。

(検査の方法)

第3条 検査は、工事の出来高、品質及び出来ばえを対象とし、その工事が契約内容のとおり、適正に行われているか、契約書、仕様書、図面及びその他の関係書類に基づき、その適否を判定するものとする。

2 前条第2項の中間検査については、別に定める「いわき市請負工事中間検査実施要領（平成23年10月1日制定）」に基づき、行うものとする。

(検査の実施)

第4条 第2条第1項各号に規定する検査は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により職員以外の者に対して検査の委託を行う場合を除き、工事請負代金額が1,000万円以上の工事にあつては総務部長が、500万円以上1,000万円未満の工事にあつては総務部工事検査課長（以下「工事検査課長」という。）が、それぞれ工事を担当する課等（以下「工事担当課等」という。）の長の要請に基づき行うものとし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、工事担当課等の長が検査を行うものとする。

2 工事請負代金額が500万円未満の工事について、工事担当課等において検査を行うことが困難と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、検査依頼書（いわき市補助事業等認定検査要綱（平成17年7月1日制定）第5条第2項に規定する第1号様式）により、工事検査課長に検査の依頼をすることができるものとする。

(検査対象工事)

第5条 工事検査課長は、工事請負代金額が500万円以上の工事の件数及び契約内容を入札契約管理システムにより把握するものとする。

(検査員の指定)

第6条 検査員は、第4条に規定する検査を実施する者が指定するものとし、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 総務部長又は工事検査課長が実施する検査

ア 総務部工事検査課に所属する技術職員

イ 総務部工事検査課以外の課（工事担当課等を除く。）に所属する主任主査以上の技術職員（アに規定する検査員の都合により所定の日時に検査ができない工事に限る。）

(2) 工事担当課等の長が実施する検査 工事担当課等に所属する主査以上の技術職員

(兼務の禁止)

第7条 監督員（契約約款第9条で規定する者をいう。）は、自らが監督する工事の検査を実施する

ことはできない。

(検査日)

第8条 総務部長又は工事検査課長は、検査を実施しようとするときは、検査実施の日時を定めて工事担当課等の長に通知するとともに、その旨を工事監督員（工事担当課等に所属する技術職員で当該工事の監督に従事する監督員をいう。）を通じ、受注者及び関係者に通知するものとする。

2 前項の規定は、工事担当課等の長が検査を実施する場合について準用する。

(検査に対する準備等)

第9条 工事監督員は、前条の通知を受けたときは、現地検査の実施に必要な次項に掲げる書類について、現地検査日を除く3日前までに検査員に提出するとともに、受注者に対して検査に要する人員、器材等の準備をさせなければならない。

2 前項のうち、提出する書類は、契約書類と合わせ、出来形、品質及び出来ばえが確認できるものとして、次の各号に掲げる書類のうち、当該工事において対象となる書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を選択し提出するものとする。

(1) 施工計画書

(2) 施工体制台帳（下請等の取引に係る書類を含む。）

(3) 工事打合せ簿（協議）

(4) 工事打合せ簿（提出）

(5) 工事打合せ簿（承諾）

(6) 出来形管理図表

(7) 品質管理図表

(8) 品質規格証明資料

(9) 品質証明書（監督員確認書、社内検査記録等）

(10) 工事写真

(11) 竣工図

3 受注者は、前項の書類について電磁的記録で提出（以下「電子納品」という。）ができるものとする。また、その電子納品の記録を使用して、第2条第1項の検査（第1号以外の検査は、その時点までの必要な記録とする。）を受検することができるものとする。

4 電子納品については、国土交通省の「電子納品に関する各要領・基準等」及び福島県の「電子納品等運用ガイドライン」に基づき作成した成果物を納品するものとする。なお、上記の各要領・基準等及びガイドラインにおいて、国土交通省及び福島県とあるものは、いわき市に読み替え使用する

るものとする。

(検査の立会い)

第10条 工事担当課等の長は、検査の実施に当たり、工事監督員のほか、受注者（現場代理人を含む。以下同じ。）、社内検査員及び主任技術者又は監理技術者、監理技術者補のうち、工事に関する説明及び現地での計測等が出来る必要最小限の者を立ち合わせるものとする。

2 検査員は、委託工事の検査の実施に当たっては、前項に規定する者のほか、当該工事を委託した課等の職員を立ち合わせる事ができるものとする。

(検査日の変更)

第11条 検査員は、検査を行うに際し、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、検査実施の日時を別に定めるものとする。

- (1) 検査に必要な準備が整っていないとき。
- (2) 受注者が検査の立会いを拒んだとき。
- (3) 受注者が検査員の指示に従わないとき。
- (4) 天候、災害その他不可抗力により検査が困難となったとき。

(手直工事)

第12条 検査員は、検査の結果手直し等是正を要する事項があるときは、受注者に対し規則第160条第4項の規定に基づき、工事手直し指示書（いわき市工事請負等の様式に関する要綱（昭和52年6月1日制定）第15に規定する（15—2））により必要な措置を指示するものとする。

- 2 工事検査課長は、第6条第1号の規定による検査において、検査員が受注者に対し工事の手直しを指示した場合は、工事担当課等の長にその旨を通知しなければならない。
- 3 受注者は、検査員の指示した手直しを完了したときは、速やかに工事手直し報告書（第1号様式）により工事監督員を通し、検査員に報告しなければならない。
- 4 検査員は、前項の報告を受けたときは、速やかに再検査を行うものとする。
- 5 検査員は、軽微な手直しにより処理できると認めるときは、第1項の規定にかかわらず手直し指示書（第2号様式）又は口頭により工事監督員に指示するものとする。この場合において、工事監督員からの当該手直しの完了を確認した旨の報告をもつて再検査に代えることができるものとする。

(検査調書)

第13条 検査員は、第2条第1項各号に規定する検査を実施した場合は、検査調書（第3号様式）を作成しなければならない。

(検査結果の通知)

第14条 工事担当課等の長は、前条の検査調書に基づき、検査の結果を工事検査結果通知書（第4号様式）により受注者に通知しなければならない。

（委託業務の検査）

第15条 工事に関する設計、測量、試験及び調査に係る委託業務（以下「委託業務」という。）の検査は、契約金額が1,000万円以上の委託業務にあつては、総務部長が委託業務を担当する課等（以下「業務担当課等」という。）の長の要請に基づき行うものとし、契約金額が500万円以上1,000万円未満の委託業務にあつては、委託業務担当課等の置かれる部等の長が、契約金額が500万円未満の委託業務にあつては、委託業務担当課等の長がそれぞれ行うものとする。

2 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条及び第13条の規定は、委託業務の検査について準用する。

（臨機の措置）

第16条 工事監督員は、この要綱に基づいて行う検査のうち次の各号に掲げる工事について、検査員の承諾を得て第9条の規定にかかわらず、検査の実施に必要な工事記録、試験資料等の書類の一部を省略することができるものとする。

- （1） 緊急に公共施設の修繕又は復旧を行う工事及び軽微な修繕又は復旧を数箇所にわたって行う工事
- （2） 道路、排水路等の除草又はしゅんせつを行う工事
- （3） 建築物の解体及び撤去のみを行う工事
- （4） 災害時の応急的な復旧工事
- （5） 予期することが出来ない特別の事情が発生した工事

（台帳等の整備）

第17条 工事検査課長は、検査台帳その他必要な帳簿を備えて検査の記録を整備しておくものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和50年5月1日から実施する。
- 2 第4第2項ただし書、主管部長が指定する工事とは、当分の間請負額100万円以上の工事とする。

附 則（昭和51年6月1日）

- 1 この要綱は、昭和51年6月1日から実施し、第4の改正規定は昭和51年4月1日から適用する。
- 2 いわき市農林工事検査要綱（昭和49年3月1日実施）は、廃止する。

附 則（昭和54年8月1日）

この要綱は、昭和54年8月1日から実施する。

附 則（昭和57年4月1日）

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則（平成3年4月1日）

1 この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際改正前のいわき市請負工事検査実施要綱により作成した様式で現に使用しているものについては、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成11年4月1日）

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成12年4月1日）

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則（平成15年4月1日）

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成17年7月1日）

この要綱は、平成17年7月1日から実施する。

附 則（平成23年10月1日）

この要綱は、平成23年10月1日から実施する。

附 則（平成25年2月28日）

この要綱は、平成25年2月28日から実施する。

附 則（平成30年2月16日）

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和3年8月10日）

この要綱は、令和3年8月10日から実施する。

附 則（令和6年12月1日）

この要綱は、令和6年12月1日から実施する。

第1号様式（第11条関係）

工 事 手 直 し 報 告 書

年 月 日

監督員 様

受注者 住 所
氏 名

注意 写真等の資料を必要とする場合は、添付すること。

工 事 名	
手直し期限	年 月 日
担当部課名	部 課
監 督 員	職 氏 名
指 示 事 項	
上記手直しを確認しました。 年 月 日 検査員 様 監督員 職 氏名	

手 直 し 指 示 書

年 月 日

監督員 様

職
検査員 氏名

工 事 名	
手直し期限	年 月 日
担当部課名	部 課
監督員	職 氏名
指示事項	

検 査 調 書

年 月 日

職
検査員
氏名

工事名		工事番号
請負代金額	円	出来高金額
		円
		出来高割合 %
検査の種類 <input type="checkbox"/> しゅん工 <input type="checkbox"/> 既済部分 <input type="checkbox"/> 一部しゅん工 <input type="checkbox"/> 特別		
受注者氏名		
契約工期 年 月 日から 年 月 日まで	監督員職氏名	
年 月 日工事完成	しゅん工届、部分払申請書、その他 年 月 日 受 理	

検査の状況

検査員の指定 年 月 日	検査 年 月 日 実 施							
検査結果（評定）								
特記事項								
決 裁	総務部長	次長	工事検査 課長	課長補佐	課員		通 知	文書番号 第 号
	工事担当 部長	次長	次長	工事担当 課長	係長	係員		施行 年 月 日
								文書取扱責 任者
								公印

第 号
年 月 日

受注者

住 所

氏 名 様

いわき市長

印

工 事 検 査 結 果 通 知 書

年 月 日に実施した工事検査の結果について、いわき市請負工事検査
実施要綱第13条の規定により次のとおり通知します。

- 1 工 事 名
- 2 検査の種類
- 3 検査の結果